

# 新型コロナウイルス感染症対策情報

## 新型コロナウイルスワクチン 12～17歳の追加接種について



**対象者** 2回目接種完了日から6か月が経過した12～17歳のかた

### ワクチン接種方法

- ①個別接種…市内**82か所**の医療機関で個別接種を実施 ※一部の医療機関で年齢制限あり
- ②青森県総合健診センター…接種予定日は下のカレンダーをご覧ください。

**接種するワクチン** ファイザー社ワクチン（2回目接種から6か月の間隔をおいて接種）  
1・2回目に武田／モデルナ社ワクチンを受けたかたも、ファイザー社のワクチンを接種できます。

**接種の受け方** 4月6日から対象者に接種券を発送しています。接種券がお手元に届いたら、コールセンター、市運営ウェブサイト、個別接種実施医療機関にて、ご希望の日時を予約してください。  
なお、15歳未満の接種については、原則、保護者の同伴が必要です。

5月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9 ファイザー	10	11 ファイザー	12	13	14
15	16 ファイザー	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26 ファイザー	27	28
29	30 ファイザー	31				

接種を受けることは強制ではありません。予防接種を受けるかたには、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、本人・家族の意志で接種を受けていただいています。  
受けるかたの同意なく、接種が行われることはありません。  
周りのかたなどに接種を強要したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないようお願いいたします。

## 18歳以上の追加接種について

**対象者** 2回目接種完了日から6か月が経過した18歳以上のかた

### ワクチン接種方法

- ①個別接種（個別接種を実施している市内**108医療機関**で接種）  
各医療機関により予約方法が異なります。詳しくは、接種券一体型予診票に同封しているお知らせ等をご確認ください。
- ②青森県総合健診センター接種  
市運営WEB予約または新型コロナワクチン接種専用コールセンターから予約してください。  
接種予定日は下のカレンダーをご覧ください。

5月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9 ファイザー	10 モデルナ	11 ファイザー	12 モデルナ	13	14
15	16 ファイザー	17	18 モデルナ	19 モデルナ	20	21
22	23	24	25 モデルナ	26 ファイザー	27	28
29	30 ファイザー	31 モデルナ				

### ■接種予約は 専用コールセンターか 市運営WEB予約ページから

新型コロナワクチン接種専用コールセンター  
(☎017-764-6539、017-752-0517)  
受付時間 9:00～18:00 (月～土) ※祝日除く  
FAX 017-718-2867  
(聴覚障害のあるかたのみ  
FAXをご利用いただけます)

予約フォームはこちらから▶



※接種予定日及び使用ワクチンは、やむを得ない事情で変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。

# 青森市新事業チャレンジ支援補助金

個人事業主・中小企業者等のみなさま、コロナ禍に対応する新たな取組にチャレンジしませんか？

青森市新事業チャレンジ支援補助金事業では、新たな取組を行う事業者の皆様に対し、上限100万円を支援します。

本補助金では、新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済の変化に適応する

- ① 新製品の開発、新サービスの提供等に関わる事業
- ② 既存商品の製造方法または提供方法の変更等に関わる事業
- ③ 新規創業に関わる事業

の新たな取組に意欲的にチャレンジする事業者を応援します！

新ビジネス支援課 職員



対象者	市内に本店または主たる事務所を置く <b>個人事業主・中小企業者等及び新規創業者</b>
補助対象事業	<p>①新製品の開発、新サービスの提供等に関わる事業 新たな製品を製造する、または新たな商品もしくはサービスを提供する事業 【対象事業イメージ】</p> <p>レストランを経営していたが、 コロナ禍により売上が減少</p> <p>→</p> <p>空き時間を活用し、シェフによる 料理教室を新たに開始</p> <p>②既存商品の製造方法または提供方法の変更等に関わる事業 製品または商品もしくはサービスの製造方法または提供方法を変更する事業 【対象事業イメージ】</p> <p>衣料品店を経営していたが、 コロナ禍により売上が減少</p> <p>→</p> <p>販路の拡大を図るため、 インターネット販売を新たに開始</p> <p>③新規創業に関わる事業</p> <p>事業を営んでいない個人（本市に住所を有する者に限る。）が個人事業主として開業、または市内に会社を設立し、新たに事業を開始 ※特定創業支援等事業の支援を受けることが要件となります。 特定創業支援等事業は、AOMORI STARTUP CENTERなどで行われる相談や創業セミナー等が該当します。</p>

※いずれも  
市内で実施  
する事業に  
限る。

補助上限額 **100万円** 補助率 **2 / 3**

募集期間 **4月25日(月)～6月30日(木)**

※7月中に審査を行い、補助金の交付の可否を決定します。  
申請したかたが必ず交付決定を受けるものではありません。

補助対象期間 **4月1日(金)～1月31日(火)**

## 補助対象経費

建物費(建物の改修等)、機械装置・システム構築費、技術導入費(知的財産権導入に要する経費)、外注費(加工・設計等)、広告宣伝費・販売促進費(広告作成・展示会出展等)、研修費(教育訓練費等)、開発費(試作開発に伴う原材料等)、設備処分費 など  
※人件費、不動産費、汎用品の購入費は対象外 ※消費税・地方消費税を除く



申請に当たり各種要件があります。  
詳細は市ホームページ掲載の募集要項等をご確認ください。

■申請・問合せ 申請書等に必要事項を記入の上、必要書類を添えて郵送または持参により提出してください。  
申請書(様式)は、市のホームページに掲載しています。

【提出先】〒030-0801 新町一丁目3-7 青森市役所 新ビジネス支援課 宛

【問合せ】新ビジネス支援課 (☎017-734-2378、017-734-2379)

